

## 深く静かに進む福祉の切り捨てにご用心 —ある日突然の負担増

みなさんは身体障害手帳で重度の障がいを持つと認定されたならば様々な支援を受けられることをご存じだと思います。

たとえば医療費の自己負担の助成で費用の支払いが無くなったり、税金が控除されたりタクシーチケットが行政から交付されたりハンディキャップを補う施策が様々用意されています。

この基準が徐々に厳しくされています。つまり障害者手帳の等級が下げられたら突然にこれまで受けられていた支援が受けられなくなるのです。

例えば、以前は心臓にペースメーカーをいれたら手帳等級は1級での交付でした。その等級は永続していたのがこれまでの認定方針でした。

ところが現在は見直しの時期が定められています。

腎臓の機能障害でもかつては人工透析が必要とする方は1級だったのですが現在は透析後の検査数値で判断することになっています。

たとえばそういう取扱いによって1級が3級になれば生活保護では障害者加算を削る事になります。生活保護で無い方も3級以下の等級に変更されれば医療費の助成が受けられなくなります。

このような改定は一般的に当事者でない限りは知ることができません。しかし、誰もがある日突然当事者になってしまうのですから「知らなかった」では後の祭りです。

こういう静かに進む福祉の切り捨てにも敏感になる必要があるのでは無いでしょうか？

### その不利益を跳ね返すには

きょうと福祉倶楽部で支援をしているしゅんすけさんは心臓にペースメーカーが入り1級の手帳を所持していました。市役所から更新の通知が届き、あらたに医師の診断を受けたところ4級とされました。ペースメーカーが入って日常生活は少し楽にはなりましたが加齢によって服薬するお薬の種類も減ることは無く増えていきます。そして歩行能力も落ちていきます。なにに行政の支援が減ってしまうのはいかがなものでしょうか？

そしてこのままでは医療費の自己負担が再び発生してしまいます。

そこで私たちが提案したのは歩行能力の低下に着目して、あらたに肢体不自由での手帳判定を受ける事です。

すると現行の心臓機能での障がい4級に加えて肢体不自由での等級が加わることとなります。そうすると等級は両方の等級が合算されるのです。仮に肢体の障害等級が4級だと合算等級は3級となります。これによって医療費の負担増は防げることになるのです。(住民税非課税世帯にかぎる)

暮らしが物価高や医療費で壊されつつあるいま、知恵を絞って暮らしといのちを守る工夫が必要です。

## 個人の行う工事でも介護保険の住宅改修は利用可能

みなさんご承知のように介護保険では高齢者の動作の安全確保や円滑な動作を実現するために住宅改修費が20万円まで申請可能です。(転居、要介護度の3ランク以上上昇は再支給可)

このことは良く知られている話なのですが、先日ケアマネージャさんとお話しをするなかでご家族などの身内の方や知り合いの方の工事でも材料費は申請可能なことをご存じではありませんでした。

業者さんの工事で無くてもいいんです。

なにかと費用がかさむ時代ですから、腕に自信のある方はチャレンジしても良いのではないのでしょうか？

ではどのように申請をすれば良いのでしょうか？

基本的に業者さんに工事を依頼するときと同じです。

概略をご説明します。

一番大切なことは**行政に事前申請が必要です。**

工事が終わってからでは駄目です。工事を始める前の作業が大切です。

ケアマネジャーさんに理由書の作成を依頼することが必要です。

そして現場の施行前の写真を用意します。

購入した材料費のわかるものを用意します。

その材料がどこに用いられるのか、どう付けるのかが分かる簡単な図面が必要です。

これらをそろえて行政の介護保険の窓口へ提出します。

すると行政から承認の連が入ります。

そこまでできたら、図面に従って必要な工事をします。

完成後、写真を撮って費用の領収書と申請書を提出します。

この一連の流れをこなせば費用は償還されますので参考に。



新型コロナウイルス感染拡大に伴う  
利用者のみなさんへのお願い

●サービス利用中は可能な限りサービスご利用の方もマスクの着用5をお願いします。

●利用者、同居の家族のかたの体調不良(発熱など)はあらかじめきょうと福祉倶楽部までご連絡ください。

有限会社 おとくに福祉研究所  
きょうと福祉倶楽部

〒617-0824  
長岡京市天神4丁目7-12 ハイッ草舎101号  
TEL 075-958-2560 FAX 075-957-2808  
E-mail info@fukushi-club.com